

大仙市行政改革大綱

—「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」をめざして—

平成18年3月策定

秋田県大仙市

目 次

はじめに	1
【改革の基本方針】	
1 市民参画と協働の推進	2
2 効率的な行政運営の確立	2
3 財政の健全化	2
【財政運営における数値目標】	
1 職員数の削減	3
2 債務の削減	3
3 経常収支比率の改善	3
【改革の進め方】	
1 推進期間	4
2 推進体制	4
【改革の推進項目】	
1 市民参画と協働の推進	5
（1）市民と行政の役割の見直し	
（2）市民の行政参画の推進	
2 効率的な行政運営の確立	6
（1）組織機構の見直し	
（2）事務事業の見直し	
（3）給与定員管理の適正化	
（4）職員の意識改革と職場環境の活性化	
3 財政の健全化	7
（1）健全な財政基盤の確立	
（2）自立可能な財政構造の構築	
【取り組み事項】	8

はじめに

地方自治体の行政運営は、急激な少子高齢化の進行と人口減少時代の到来や厳しい財政状況により、大きな制約を受けています。

一方、従前は各家庭で行っていた保育や介護を公共サービスとして提供することや、最近における凶悪犯罪の発生や悪質な詐欺事件の発覚を背景として、日常生活における安全・安心の確保など公共サービスに対する新たな期待が寄せられています。

当市は、自らの責任と判断で市民ニーズに対応していくことを目指し、8市町村が合併して誕生しました。市民は、合併後の行政運営に大きな期待を寄せています。

しかし、当市の経営資源には限りがあり、多様化・高度化する市民ニーズに行政だけで対応していくには質的にも量的にも限界があります。

また、合併前からの継続事業が財政を圧迫し、当市の財政運営は危機的状況にあり、この改善が急務となっています。

こうした状況にあって、将来ともに当市が健全な行政運営を継続していくためには、地域のさまざまな力を結集し、行政は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応するとともに、最小限のコストで最大限の効果をあげる必要があります。

大仙市総合計画では「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」を標榜していることから、当市の行政改革は、「市民の目線に立った改革をすすめ、市民満足度の向上を目指す」ことを念頭に置いて、次の3項目を基本方針として推進します。

- 1 市民参画と協働の推進
- 2 効率的な行政運営の確立
- 3 財政の健全化

【改革の基本方針】

1. 市民参画と協働の推進

急速に進展する少子高齢化と人口減少社会への対応や分権型社会への移行に伴う個性豊かなまちづくりを考えると、行政需要は、今後益々多種多様にわたり、質、量ともに増加は避けられない状況にあります。

こうした山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに市民の担う役割も大きく、これからの市政においては、行政と市民のパートナーシップの確立が必要不可欠になっています。したがって、今後は、行政情報の共有や市民参加等をさらに積極的に進め、行政と市民との協働による開かれた透明性の高い市政を推進します。

2. 効率的な行政運営の確立

社会情勢の変化に伴い、市民ニーズはますます多様化・高度化しており、市政を取り巻く状況も日々変化しています。多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、限られた人員を効果的に配置するとともに、時代の変化に敏感に対応できる効率的で柔軟な組織機構を構築します。

事務事業については、最少の経費でより質の高い市民サービスを提供し、市民満足度を高めるという観点に立ち、PDCAサイクルによる見直しを推進します。

また、時代の要請に柔軟に対応でき、市民とともに考え、自主的に問題解決に取り組む職員を育成するとともに、活力ある職場環境を整備します。

※PDCAサイクル …… 計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→
見直し(Action)のサイクル

3. 財政の健全化

今日、国・地方の財政は多額の負債を抱え、また、当市においては歳入全体の伸びも期待出来ず、これまでになく非常に厳しい財源状況にあります。

こうした状況のもとで、市民の信頼に応えるためには、行政運営の原点に立ち戻り、「真に市民が求めているものは何か」、「真に市民が必要としているものは何か」を基本とした事務事業の見直しを行うとともに、市政の持続的な発展を支える財政基盤の確立を目指し、経常経費の徹底した節減、市債の適正運用、中長期財政計画に基づく財政の健全性確保に向けた取り組みを積極的に進めます。

【財政運営における数値目標】

1. 職員数の削減

業務量に応じた効率的・効果的な人員配置を進め、平成22年4月1日における職員数を1,350人以下とします。

平成17年4月1日現在	1,473人
-------------	--------

2. 債務の削減

平成21年度までの普通会計新規起債発行総額を、当該期間における償還元金の90%以内とします。(減税補てん債、臨時財政対策債、及び合併特例債を除く。)

①平成16年度末普通会計現在高	586億円
②平成16年度末減税補てん債、臨時財政対策債、 及び合併特例債の現在高	99億円
①－② 差引普通会計現在高	487億円

3. 経常収支比率の改善

平成21年度までに経常収支比率を93%以下とします。

平成16年度決算	98.4%
----------	-------

○具体的な取組事項における数値目標

別途策定する「集中改革プラン」の中で示します。

【改革の進め方】

1. 推進期間

平成17年度から21年度の5カ年とします。

2. 推進体制

大綱の推進については、職員一人ひとりが改革・改善の意欲を持って取り組むことが肝要であることから、行政改革推進本部が中心となり、全庁的体制で取り組むほか、その進捗状況を定期的に議会や大仙市行政改革懇談会に報告するとともに、ホームページ・市広報等を通じて広く市民に公表します。

（1）行政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標達成に向けて進行管理を行います。

（2）行政改革懇談会

行政改革の進捗状況を市民の立場から審議し、新たな改革に向けて提言をいただきます。

（3）改革の計画的な実施

本大綱の取組事項については、各課において各年度当初に当該年度の改革目標を定め、その進行管理を行い、改革の計画的な実施を図ります。

（4）進捗状況等の公表

行政改革の進捗状況については、わかりやすい指標と表現を用い、議会や市広報、インターネット等を通じて広く市民へ公表します。

（5）市民からの意見・提案の把握

各地域協議会や市民アンケート及び市ホームページ上に設ける（仮称）「行政改革フォーラム」を通じて、積極的に市民からの意見や提案の把握に努めます。

（6）大綱の見直し

本大綱の推進期間中においても、社会環境等の変化、市民ニーズの多様化や改革項目の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時的確に見直しを行います。

【改革の推進項目】

1. 市民参画と協働の推進

（１）市民と行政の役割の見直し

社会環境が急速に変化し、財源が限られていく中で、市民ニーズはますます増大してきています。

機能的で柔軟な市政を運営していくためには、行政だけで地域の公共サービスを支えることは困難になってきており、市民と行政とが協働し「市民ができることは市民が」、「行政が行うべきことは行政が」のもと、市政を進めていくことが現実的な対応となっています。このため、「地域住民に必要なサービスの向上」を念頭に、協働の仕組みづくりや活動環境の整備等の支援を進めます。

（２）市民の行政参画の推進

地方分権時代の行政運営においては、自治体の自己決定、自己責任による施策の選択の幅が拡大し、その仕組みの中で、市民自らも行政に対して発言し参画することにより、市民が主体の行政運営を実現することがより重要です。

そのため、行政に関する情報の公開を「市民との情報の共有」へと発展させ、市民の納得が得られるよう、市民にわかりやすい表現・指標を用いるとともに、政策決定の各段階での広報広聴に努め、市民が積極的に市政に参画できる仕組みを整えます。

当市は合併によりその行政面積が広大となったことから、地域の要望や課題をいかに的確に把握するかが急務となっており、地域協議会を活用し、地域特性を生かした魅力ある地域づくりを積極的に進めます。

2. 効率的な行政運営の確立

(1) 組織機構の見直し

現在の組織機構は、旧市町村を基に構築されたため、巨大となり、その結果、組織の一体感、迅速な意志決定、事務の統一において障害となっている状況が見られます。今後、社会環境の変化に伴う新たな行政課題や、市民ニーズに応えられるよう不断に組織機構の見直し、統廃合を行います。

特に、見直しにあたっては、本庁と総合支所が的確に役割分担しつつも、十分な連携が図られる組織を構築するとともに、市民が必要とする情報・サービスの担当部署を明確にし、行政情報の共有化を進め、わかりやすく機能的な組織とします。

(2) 事務事業の見直し

効率的な行政運営を確立するため、経費の節減にとどまらず、事務事業の重点化や質的充実を図る観点から、費用対効果、行政と民間の役割分担のあり方、事務事業の必要性や有効性等を再度精査し、事務事業全般にわたり徹底したスクラップ・アンド・ビルドを行います。また、PDCAサイクルによる不断の見直しを行い、事業実施各段階における市民評価のしくみを構築します。

行政と民間との新たな役割分担のもと、業務の民間委託をより一層推進し、最適な担い手による効率的で質の高いサービスの提供を図ります。

公共施設等の維持管理、運営等について、民間の経営能力、ノウハウを活用することで良質なサービスが提供され、経費の縮減が図られるものについては、指定管理者制度を積極的に導入します。

(3) 給与・定員管理の適正化

当市の職員数は1,467人（平成18年1月現在）で、このうち一般行政職の職員数は855人で、同規模の市の職員数を上回っています。今後、団塊世代の大量退職や、新たな業務や課題への対応を見据えた定員管理計画を策定し、業務量に応じた効率的・効果的な人員配置を進め、計画的な職員数の削減を図るとともに、臨時、嘱託職員についても適正な人数となるよう計画的に削減を進めます。

職員給与については、市民の理解が得られるよう常に適正な運用・公表に努めるとともに、職員自ら各種手当の総点検を行い、適正な支給に努めます。

（４）職員の意識改革と職場環境の活性化

時代の要請に柔軟に対応し、市民とともに考え市政を運営していくためには、職員自ら生き活きと率先して行動する必要があります。そのため、全職員に対し行政改革意識の浸透を図り、社会情勢や市民ニーズに即応した効果的で内容の充実した研修を実施し、職員の意識改革に積極的に取り組みます。

また、職員の能力が発揮され、実績に応じた内容となる人事評価制度を導入するとともに、職員の働く意欲と自主性を高め、職員提案制度や自主研修制度を充実し、職員の能力と創意工夫を活かす環境をつくり、意欲のある職員、自主性のある職員、行動力のある職員を育成します。

３．財政の健全化

（１）健全な財政基盤の確立

市の財政構造は、合併前の市町村の財政事情や地方交付税の減額、国の三位一体改革により、かつて経験したことのない硬直化が進んでおり危機的状況にあります。このため、中長期的展望に立った財政計画を策定するとともに、限りある財源を有効に活用するため、可能な限り経常経費の抑制に努めます。

公債費については、今後、国の経済対策等にかかる市債の償還が本格化し、増加することから、引き続き安易な起債は慎み、他の財源の発掘や基金の造成等による年度間の財源調整を実施し、公債費の増加と起債制限比率の上昇を抑制します。

補助金や交付金については、既存のものは、そのすべてについて一から見直し、行政が関与する必要性や経費負担のあり方、行政効果等を精査し、補助が必要な場合にも終期を設定するなど、整理・合理化に努めるため、市民の代表を含む

（仮称）補助金審議委員会を開催し、市民の理解が得られるよう公正な執行に努めます。

（２）自立可能な財政構造の構築

厳しい財政状況のもと、社会資本整備を着実に進めていくため、公共工事のコストの縮減や透明性、公平性の向上に引き続き取り組みます。

行政経営の観点から、サービス提供にかかるコストを十分検証し、受益と負担について徹底した見直しを行うとともに、収納体制を一層強化し市税等の自主財源の確保に努めます。

【取り組み事項】

基本方針	1 市民参画と協働の推進
推進項目	(1)市民と行政の役割の見直し

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
①各種団体の自主運営	1	各種団体の自立、自主運営に向けて検討する。(団体事務局業務の廃止)	関係各課
		▪自衛隊父兄会事務局	
		▪納税貯蓄組合	
		▪首都圏ふるさと会	
		▪体育協会	
		▪スポーツ少年団 など	
②地域の公共施設の自主管理	1	地域の利用に限定される施設等(公園、集会施設等)の自主管理を進める。	関係各課

【取り組み事項】

基本方針	1 市民参画と協働の推進
推進項目	(2)市民の行政参画の推進

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
①地域づくりへの支援	1	地域協議会を中心とした地域特性の活用と個性ある地域づくりを推進する。	地域づくり課
		・地域づくり講演会(研修会)の開催、地域づくりアドバイザー派遣等を実施	
	2	住民自治基本条例の制定の必要性について検討する。	地域づくり課
	3	自治会活動支援について、地域間格差を是正するとともに、将来に向けた制度の確立に努める。	地域づくり課
	4	市民のコミュニティ活動、地域ボランティア活動への支援について検討する。	各地域振興課
②行政情報の共有と広聴	5	グリーンツーリズムの拡大及び情報提供の充実を図る。	農林課
	1	「集中改革プラン」、「行政改革大綱に基づく成果」等を公表する。	庶務課
	2	「財政状況等」を市民に分かりやすい形で公表する。	財政課
	3	入札結果、業務委託状況等の公表	契約検査課
	4	市民による行政評価の仕組みを確立する。	総合政策課
		・市民アンケートの実施	
		・パブリックコメント制度の導入	
	5	ホームページに「行政改革フォーラム」(仮称)を設置する。	庶務課

【取組み事項】

基本方針	2 効率的な行政運営の確立
推進項目	(1)組織機構の見直し

[illegible]

【取り組み事項】

基本方針	2 効率的な行政運営の確立
推進項目	(2) 事務事業の見直し

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
①事務事業の再編・整理、廃止・統合	1	行政協力員の業務内容等の平準化及び効率化を図る。	庶務課
	2	文書分類コードの見直しを実施する。	庶務課
	3	全ての事務事業を見直しを実施する。	全課
	4	全課において、各年度当初に改革目標を定め進行管理を行う。	全課
	5	暫定施行例規の早期解消に努める。	関係各課
	6	電子入札の導入を検討する。	契約検査課
	7	一般廃棄物の収集内容の全市統一を図る。	環境対策課
	8	高齢者福祉事業を再編する。	援護福祉課
		・寝たきり老人等介護慰労金の支給要件を統一する。 ・介護保険サービスの旧市町村単独事業を廃止する。 (高齢者視覚障害者見舞金支給事業など5事業) ・訪問理美容サービス事業を廃止する。 ・老人、身障者入湯費軽減、助成事業の見直しを実施する。	
	9	保育料を段階的に統一する。	児童家庭課
	10	放課後児童クラブの未設置地域の解消と内容の統一を図る。 (H18 太田、H19 南外に設置予定)	児童家庭課

【取り組み事項】

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
	11	保健事業に関し、委託契約並びに支払事務を一本化し事務の効率化を図る。	健康増進課
	12	患者輸送車について、利用者数に基づいた見直しを実施する。	健康増進課
	13	幼児の歯科検診の個別健診など各種健診の実施方法の見直しを実施する。	健康増進課
	14	航空防除実施区域の減少に伴い、地上防除対策と併せて検討を実施する。	農林課
	15	畜産共進会の二市一町の合同で開催する。	農林課
	16	放牧地の統廃合及び計画的な施設整備を実施する。	農林課
	17	中小企業向け設備資金融資の利子補給について現行制度期限満了時の対応を検討する。	商工観光課
	18	雇用助成金制度の時限終了前に次制度について検討する。	商工観光課
	19	住宅管理システムの導入を検討する。	都市計画課
	20	上水道について、水道事業計画を策定し、新料金体系についても検討する。	水道局
	21	下水道の新料金体系について検討する。	下水道推進課
	22	水洗便所等改造資金に関し、基金貸付を廃止し、融資幹旋に統一する。	下水道推進課
	23	学校教育関係補助金、就学援助、各種委託事業などの一本化を進める。	学校教育課
	24	学校給食の単価を統一する。	給食センター
	25	各種スポーツ大会の各地域における実施状況を精査し、事業の統合に向けて検討する。	スポーツ振興課
②民間委託等の推進	1	直営の温泉施設(柵の湯、さくら荘、ふるさと館)について、指定管理者制度の導入を検討する。	地域づくり課
	2	介護老人福祉施設、介護老人保健施設は法人化を視野に入れながら運営形態を検討する。	援護福祉課

【取り組み事項】

[illegible]

【取り組み事項】

基本方針	2 効率的な行政運営の確立
推進項目	(3)給与定員管理の適正化

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
①計画的な人件費の抑制	1	定員管理計画を策定し、計画的な人件費の抑制に努める。	人事課
	2	各種手当の見直しを実施する。(特殊勤務手当等)	人事課
	3	臨時、嘱託職員を計画的に削減する。	人事課
②適正な人事配置	1	業務量の検証を行い、適正な人事配置を実施する。	人事課

【取り組み事項】

基本方針	2 効率的な行政運営の確立
推進項目	(4)職員の意識改革と職場環境の活性化

取組事項	No.	具体的な内容	所管課
①意欲と自主性の向上	1	職員の行政改革意識の向上を図る。	庶務課
	2	職員からの提案制度の見直しを実施する。	総合政策課
	3	ゼロ予算事業の実施に向けて検討する。	総合政策課
	4	自主研修制度の見直しを実施する。	人事課
②人材の育成	1	人材育成基本方針を策定する。	人事課
	2	人事評価システムを構築する。	人事課
	3	人事評価のための管理職研修を実施する。	人事課
	4	研修基本計画を策定する。	人事課
	5	職場外研修への積極的な参加を推進する。	人事課
	6	職員の能力開発のための研修を実施する。	人事課

【取組み事項】

基本方針	3 財政の健全化
推進項目	(1)健全な財政基盤の確立

[illegible]

【取組み事項】

基本方針	3 財政の健全化
推進項目	(2) 自立可能な財政構造の構築

[illegible]